

法制審議会が採択した刑事再審手続に関する要綱に反対し、議員立法による再審法改正の実現を求める会長声明

2024年9月26日、袴田巖さんに対する再審無罪判決が確定した。しかし、1966年の逮捕から実に58年、2018年の再審開始決定からでさえ6年以上の歳月を要した。この間、袴田さんは88歳を超え、長年の拘禁と冤罪による精神的苦痛により、心身に深刻な影響を受けた。袴田事件、福井事件、湖東事件—これらの事件が示すのは、現行の再審制度が無辜の救済という本来の目的を果たしていないという厳然たる事実である。

このような状況を受け、2025年3月28日、法務大臣が法制審議会に対して刑事再審手続に関する規律の在り方を諮問し、再審部会において審議が行われてきた。本年2月12日、法制審議会は「刑事再審手続に関する要綱（骨子）」（以下「要綱」という。）を採択し、法務大臣に答申した。

しかし、要綱の内容は、えん罪被害者の救済を迅速かつ容易にするという再審法改正の目的に反し、かえって無辜の救済を困難にしかねない。主な問題点は以下のとおりである。

第1に、要綱は「再審の請求についての調査手続」を新設し、「再審請求の理由がないことが明らか」と認められるときは、裁判所は証拠提出命令を行うことができず、直ちに請求を棄却しなければならないとしている。しかし、袴田事件では、2008年の第2次再審請求後、弁護団の執念による証拠開示要求と裁判所の適切な訴訟指揮により、2010年に検察官手持ち証拠の中から5点の衣類を撮影した「ネガ」が開示された。このネガの分析により、捜査段階で作成された鑑定書の信用性に重大な疑義があることが判明し、これが2014年の再審開始決定（後に2018年に改めて決定）につながった。要綱の調査手続制度の下では、このような証拠開示を受ける機会すら失われ、無辜の救済への道が閉ざされてしまう。もし要綱が既に施行されていたなら、袴田さんは今なお、無実を証明する機会を得られないまま、冤罪の重荷を背負い続けていた可能性が高い。

第2に、要綱は、証拠開示について、裁判所が「相当と認める」場合に限り、「請求の理由に関連すると認められる証拠」のみを開示するとしている。しかし、無実を証明する決定的証拠は、多くの場合、当初は「請求の理由に関連する」とは思われない証拠の中から発見される。袴田事件では、開示されたネガを弁護団が精査した結果、引当捜査報告書に添付された写真の順番が実際の捜査状況と矛盾することが判明した。この発見は、幅広く証拠開示を受け、支援者や専門家と協働して詳細に検証したからこそ可能となったものである。要綱は、開示証拠の目的外使用を罰則付きで禁止しており、このような弁護活動を著しく委縮させる。もし要綱の制度が適用されていたなら、限定的な証拠開示と目的外使用禁止により、真実の発見は不可能となり、袴田さんの無罪は証明されなかった可能性がある。

第3に、要綱は、再審開始決定に対する検察官の不服申立てを制限していない。袴田事件では、2018年6月11日に静岡地裁が再審開始を決定した後、検察官が即時抗告を申し立て、その審理に4年9か月を要した。さらに、2023年2月27日に東京高裁が検察官の即時抗告を棄却した後も、検察官は特別抗告を行い、最高裁判所での審理にさらに1年以上の期間を要した。結局、再審開始決定から再審無罪判決の確定まで6年3か月を要し、その間、88歳を超えた袴田さんは、心身の衰えと闘いながら、無実の証明を待ち続けなければならなかった。検察官は真実発見という公益の代表者であり、有罪判決を維持することが使命ではない。にもかかわらず、検察官がほぼ機械的に不服申立てを繰り返す現状は、無辜の迅速な救済という再審制度の本来の趣旨に反する。もし検察官の不服申立てが制限されていたならば、袴田さんは少なくとも数年早く無罪を勝ち取り、残された人生をより穏やかに過ごすことができたはずである。

他方、「えん罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟」が取りまとめた「刑事再審法の一部を改正する法律案」（以下「議連法案」という。）は、真に無辜の救済を実現する内容となっている。議連法案は、検察官保管証拠類等の開示を幅広く認め、再審開始決定に対する検察官の不服申立てを全面的に禁止している。もし議連法案が袴田事件の当時に施行されていたならば、より多くの貴重な時間が、袴田さんに返されていたはずである。これこそが、無辜の救済という再審制度の本来あるべき姿である。

要綱を作成した法制審議会刑事法（再審関係）部会の審議は、本来改革されるべき立場にある検察官が配属された法務省事務当局が主導したものであり、その民主的正統性には疑問がある。本年2月12日の法制審議会総会では、出席委員17名のうち4名が反対、1名が棄権するという異例の事態となった。元裁判官63名や刑事法研究者135名による共同声明、全国の報道機関による論説など、要綱に対する深刻な懸念が広く表明されている。

無辜の救済は、一刻の猶予も許されない。袴田さんのように、人生の大半を冤罪の苦しみの中で過ごし、高齢となってようやく無実を証明された方々の経験を、われわれは決して無駄にしてはならない。再審制度改正の目的は、手続を複雑化することではなく、真に無実の者を一日も早く救済することにある。

よって、当会は、無辜の救済を困難にする要綱に断固反対するとともに、真に無辜の救済を実現する議連法案のとおり、議員立法により速やかに再審法を改正することを強く求める。

2026（令和8）年3月2日

島根県弁護士会
会長 古津 弘也